

# 入札説明書

平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務

国立水俣病総合研究センター

## はじめに

平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子

### 2 調達内容

(1) 件 名 平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務

(2) 特質等 別添仕様書による他、入札説明会にて詳細を説明する。

(3) 業務期間 契約締結日から平成23年10月31日

(4) 納入場所 熊本県水俣市明神町55-10

国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

イ 入札者は、業務に係る経費のほか、一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 平成22・23・24年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中で営業品目「公告・宣伝」又は、「その他」において、開札時までに「A」、

「B」又は「C」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に参加した者であること。
- (6) 海外におけるシンポジウム等の開催実績を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 太田 一弘

電話 0966-63-3111 FAX 0966-61-1145

##### (2) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成23年5月31日(火) 14時00分から

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

#### 5 競争執行の日時、場所等

##### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成23年6月7日(火) 14時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

##### (2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1) の日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成23年6月3日(金)12時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を4(1)の場所に持参または郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)により提出すること。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1) の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

##### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

#### 6 落札者の決定方法

##### (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び

会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

## 7 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

イ 提出期限 平成23年6月1日（水）12時まで  
(持参の場合は12時から13時を除く)

ロ 提出場所 4(1)の場所

ハ 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成23年6月2日（木）17時までにFAXにより行う。

## 8 競争参加資格確認関係書類

(1) 競争参加資格確認関係書類は、別添一に掲げるとおりとする。

(2) 競争参加資格確認関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認関係書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

(4) 受領した書類等は返却しない。

(5) 入札者は、提出した競争参加資格確認関係書類の引換え、一部もしくは全部差し替え及び再提出、変更又は取消しをすることができない。

(6) 競争参加資格確認関係書類の受領期限は、平成23年6月3日（金）12時とする。

(7) 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から競争参加資格確認等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(8) 入札参加資格審結果の回答

平成23年6月6日（月）17時まで

なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

## 9 入札結果の公表

(1) 落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

(2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

環境省電子入札システムホームページアドレス <http://www.e-procurement.env.go.jp/>

ヘルプデスク 03-5348-4006

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4(1)の場所に連絡すること。

## ○様式等

別紙 環境省入札心得

別添1 競争参加資格確認関係書類

別添2 契約書（案）

別添3 仕様書

## 環境省入札心得

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものをお除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1) の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子入札システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿と記載）及び「平成23年6月7日開札〔平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札日

時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を入札説明書で指定する日時までに提出すること。

- (2) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。また、競争参加資格を証明する書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子入札システムの手順に応じて、入札説明書で指定する日時までに提出すること。

## 7. 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子入札システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

入札書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名 印

(復) 代理人 印

注) 代理人又は複代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成 23 年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務
- 2 入札金額 : 金額 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、  
紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務
2. 電子入札システムでの参加ができない理由  
(記入例)・電子入札システムで参加する手続が完了していないため

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者 氏名

印

代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名 印

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務の入札に関する一切の件

別添-1  
平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成23年度国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務に関する  
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件につきまして、次のとおり提出します。

- ① 環境省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書(全省庁統一資格)の写
- ② 入札説明書の「2. 競争参加資格」の(6)に規定する条件を満たすことを証する資料  
(海外におけるシンポジウム等の開催実績:シンポジウム等名称、主催者、参加者数、  
開催日時、開催地域、場所を記した一覧)

(担当者)

所属部署:

氏 名:

TEL/FAX :

E-mail :

## 契 約 書

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、「平成23年国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

### （契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

### （契約金額）

第2条 契約金額は金\_\_\_\_\_円（内消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）とする。  
2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の8及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

### （履行期間及び納入場所）

第3条 履行期間及び納入場所は次のとおりとする。

履行期間 平成23年10月31日

履行場所 国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター  
熊本県水俣市明神町55-10

### （契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

### （再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

### （監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

#### (検査及び引渡し)

第7条 乙は、毎月の業務を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならぬ。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならぬ。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

#### (契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

#### (支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間に内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し年3.1%の利率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

#### (仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

#### (契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第15条又は第16条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

(違約金)

第13条 甲が前条の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(かし担保)

第14条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

第15条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第16条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和55年政令第22号)第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第17条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年6月 日

(甲) 熊本県水俣市浜4058-18

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター

総務課長 佐藤 克子

(乙) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 平成23年度 国際水銀会議スペシャルセッション等開催補助業務仕様書

### 1. 業務の目的

地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議(以下、「国際水銀会議」という。)は、水銀問題に関する幅広い分野の研究者が一同に会し、最新の研究成果を発表する世界最大規模の国際学術会議である。

国際水銀会議の第10回会議が、本年7月24日から29日までの日程で、カナダハリファックスWorld Trade and Convention Centre(以下、「WTCC」という。)において開催される。その際、水銀に特化した研究機関である国立水俣病総合研究センター(以下、「国水研」という。)も「S16 – Mercury in contaminated sites: Biogeochemistry and human health」をテーマにスペシャルセッションの開催を援助する。また、7月24日には、WTCC 1階 Public Information Sessionにおいて国水研のブースを開設し、25日から28日までは、WTCC 3階 Exhibition Cornerにおいて国水研のブースを開設し、国水研の調査・研究の紹介を行うとともに、ブース来訪者の毛髪水銀濃度を測定し、結果を提供する。

本業務は、スペシャルセッションの実施、Public Information Session 及び Exhibition Cornerにおける国水研ブースの開設を中心とする国水研の第10回国際水銀会議への参画について、補助業務を行うことを目的とする。

### 2. 業務の内容

第10回国際水銀会議において、各国から研究者を招へいし、スペシャルセッションを行う。また、国水研を紹介し、毛髪水銀測定を行うブースを開設(7月24日～28日)する。なお、請負者は、ブースでの質疑応答や国際水銀会議事務局(以下、「事務局」という。)との日本語及び英語による調整が可能な職員を少なくとも7月23日9時から28日18時までの期間(機材受取及びブース準備期間を含む。)、カナダWTCCへ3名派遣すること。また、派遣する3名の職員は、参加費を支払う必要がある。そのため、国水研職員(5名)の参加費についても合わせて支払うこと。なお、参加費及びその他に関しては、国際水銀会議のwebページ(<http://mercury2011.org/>)を確認すること。

#### (1)国際水銀会議スペシャルセッションの実施補助

国水研が実施する国際水銀会議スペシャルセッションについて、以下の補助業務を行う。

##### ア. 各国からの研究者の招へいアレンジ

各国から研究者を招へいするに当たり、各招へい者の出張に係る手配を行う。  
(各招へい者の出発空港、航空機の利用クラスは、別紙1のとおりとする。航空

券代その他移動に係る経費・日当・宿泊料は、事前に国水研と協議の上、国家公務員等の旅費に関する法律に従い支給する(日当及び宿泊料の定額は、別紙2を参照すること。)。なお、旅費の支給に係る職務の級は、行(一)5級相当とする。また、旅費は、現金(豪ドル)を現地にて支給すること。)なお、航空賃等に係る経費については、請負者から旅行代理店等に直接支払うこと。

#### イ. 関係機関との事前調整

- ①会場の設営に当たって、会場図面の入手、当日必要となる備品のうち、事務局で用意する備品の確認など会場設営のために必要な事項について確認及び調整を行う。
- ②事務局との調整を踏まえ、国水研職員とメール等での打合せを行うとともに、国水研職員と水俣において打合せを行う(1泊2日、2名、1回程度)。

#### ウ. 資料の作成

上記事前調整の結果について取りまとめ、国水研職員と共有できるようにする。

#### エ. スペシャルセッション会場の開催補助

- ①事務局と協議の上、必要に応じて、会場及び受付の設営を行う。
- ②使用するパソコン、プロジェクター、音響設備等の機器が支障なく作動するかどうかの確認を事前に行い、不備が認められた場合には、国水研職員と協議の上、事務局と調整し、解決する。
- ③事務局と協議の上、必要に応じて、会場及び受付の片づけを行う。
- ④受付には、請負者の職員を1名配置し、スペシャルセッションに関するアンケートの配布及び回収を行う。
- ⑤スペシャルセッションの会場借上及び会場機材使用についての費用は、発生しない。

#### (2) Public Information Session 及び Exhibition Corner における国水研ブースの開設並びに運営補助

7月24日から28日までWTCCにおいて、国水研のブースを設置し、国水研の活動をPRする。これに必要な補助業務として次の業務を行う。なお、ブースは、7月24日(12:00~16:00) WTCC 3階 Public Information Session(別紙3参照)において開設し、翌日以降(25日~28日)は、WTCC 1階 Exhibition Corner(別紙4参照)において、ブースを開設する。請負者は、ブース設営に必要な機材や配布物の到着を現地にて確認の上、23日10時には、国水研職員とともに、会場設営等の準備を行うこと。

##### ア. 機材等の手配

- 国水研ブースにおいて、国水研の紹介及び毛髪の集計値を映像やPPTで紹

介できるよう、液晶モニター(42型程度、台付き)、パソコン接続ケーブル、データブルタップ(4ヶ口)を手配する。

#### イ. 配布物等の発送

国水研ブースにおいて、使用する次の配布物等(国水研提供)をWTCC～7月23日10時までに届くように発送する。また、ブース終了後に残余を国水研へ返送する。

- ①ブースにおいて使用するポスター(90cm×120cm):8枚
- ②国水研パンフレット(A4、二つ折り):400枚
- ③毛髪水銀分析受付案内ビラ(B5):400枚
- ④毛髪水銀アンケート用紙(A4):300枚
- ⑤毛髪水銀測定報告書(B5):300枚
- ⑥NIMD ファイル(A4):300枚
- ⑦水俣観光案内(A4、二つ折り):200部
- ⑧熊本県観光案内(A4、6頁):200部
- ⑨毛髪採取用ハサミ:3個
- ⑩スペシャルセッションアンケート用紙(A4、1枚):150部
- ⑪ノートパソコン(Let's note LIGHT CF-W7):1台
- ⑫その他、文具類などブース運営に必要な小物類など

#### ウ. ブース使用料の支払い

国水研ブースを使用するに当たって、事務局に使用料(Quicksilver sponsor:15,000ドル)を支払う必要があることから、契約締結後、速やかに支払うこと。

#### エ. ブースの管理運営補助

国水研のブース使用期間中(7月24日～28日)、請負者の職員2名を配置し、ブース全体の管理及び毛髪の採取並びに国水研職員からの指示に従い、ブースの管理運営に関する補助業務を行う。

#### オ. 毛髪水銀分析コーナー

請負者は、国水研ブース来訪者にアンケートの記入を依頼し、その後アンケートを回収し、毛髪を採取する。アンケートは、最終日に結果を公開するため、回収次第、適宜集計する。また、請負者は、採取した毛髪を国水研職員に渡し、分析結果を国水研職員より受け取り、毛髪水銀測定報告書に記入し、測定された来訪者へ返却すること。

### (3) 国際水銀会議の写真撮影

スペシャルセッション、国水研ブースを中心とした写真撮影を行う。なお、撮影した写真は、国水研の年次報告書、機関誌及びHP上において、使用することを前提

に撮影を行うこととする。また、撮影に当たっては、プロカメラマン程度の技術は必要ないが、一般的な撮影技術を有した職員が撮影を行うこと。

(4)スペシャルセッションのアブストラクト及び発表時のデータ回収

スペシャルセッション発表者のアブストラクト及び発表時のデータ(PDF形式)を可能な限り回収し、報告書の作成に使用すること。

(5)国水研職員等の参加費の支払いについて

請負者の職員(3名)及び各国からの招へい研究者(6名)並びに国水研職員(5名)の国際水銀会議への参加費(1名当たり600ドル)の支払いを行う。また、参加費に関しては、支払時期に応じて、金額が変わるために、原則として6月24日までに支払いを完了すること。

(6)その他

上記、仕様書上に記載している日時は、現地時間であることに留意すること。

### 3. 業務履行期限

平成23年10月31日

### 4. 業務完了報告書の提出

ア. 業務完了後、以下の内容を記載した報告書を作成すること。

①仕様書の内容に基づく報告

②(3)において撮影した写真を活用した国際水銀会議概要

③毛髪水銀測定で回収したアンケート結果及び測定結果

④スペシャルセッション及びブース概要

⑤スペシャルセッションのアンケート結果

⑥業務期間中に撮影した写真の電子データ(JPEG形式)

⑦スペシャルセッション発表者のアブストラクト及び発表時のデータ(PDF形式)

イ. 報告書の提出期限等については、以下に記載する。

①提出期限: 平成23年10月31日

②提出場所: 国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター

③提出部数: 9部(90頁程度)

報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-ROM)一式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添による。

### 5. 著作権等の扱い

(1)成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。

(2)成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作

物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあっては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。
- (6) ホームページの構築・運営等を含む業務(イベント等の周知のためのホームページを含む)にあっては、環境省 Web サーバ([www.env.go.jp](http://www.env.go.jp))内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインとなる「\*.go.jp」を利用するここと。
- (7) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議

し、その指示に従うこと。

(2)ホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」に基づくこと。なお、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下のURLにおいて公開している。

[http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web\\_gl/guideline.pdf](http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/guideline.pdf)

(別添)

1. 報告書の仕様及び記載事項

報告書の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成23年2月4日閣議決定。以下、「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社 WindowsXP SP3上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章:ワープロソフト Justsystem 社一太郎(2007以下)、又は Microsoft社 Word(ファイル形式:Word2003以下)

- ・計算表:表計算ソフト Microsoft社 Excel(ファイル形式:Excel2003以下)

- ・画像:BMP形式又はJPEG形式

(3)(2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4)以上の成果物の格納媒体はコンパクトディスクとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスクに必ずラベルにより付記すること。

(5)文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

外国人招へい研究者 最寄り出発着空港及び料金クラス

別紙1

人数	往路			復路				
	出発日	出発空港	到着日	到着空港	出発日	出発空港	到着日	到着空港
1	7月23日	マドリード・バラハス空港	7月23日	ハリファックス空港	7月30日	ハリファックス空港	7月31日	マドリード・バラハス空港
1	7月23日	ミュンヘン空港	7月23日	ハリファックス空港	7月30日	ハリファックス空港	7月31日	ミュンヘン空港
1	7月22日	サン・C. バリローチェ	7月23日	ハリファックス空港	7月30日	ハリファックス空港	7月31日	サン・C. バリローチェ
1	7月23日	ハノイ空港	7月23日	ハリファックス空港	7月30日	ハリファックス空港	7月31日	ハノイ空港
1	7月22日	サンパウロ空港	7月23日	ハリファックス空港	7月30日	ハリファックス空港	7月31日	サンパウロ空港
1	7月23日	リュブリヤナ空港	7月23日	ハリファックス空港	7月30日	ハリファックス空港	7月31日	リュブリヤナ空港

## 別紙2

### 日当及び宿泊料の定額

(単位:円)

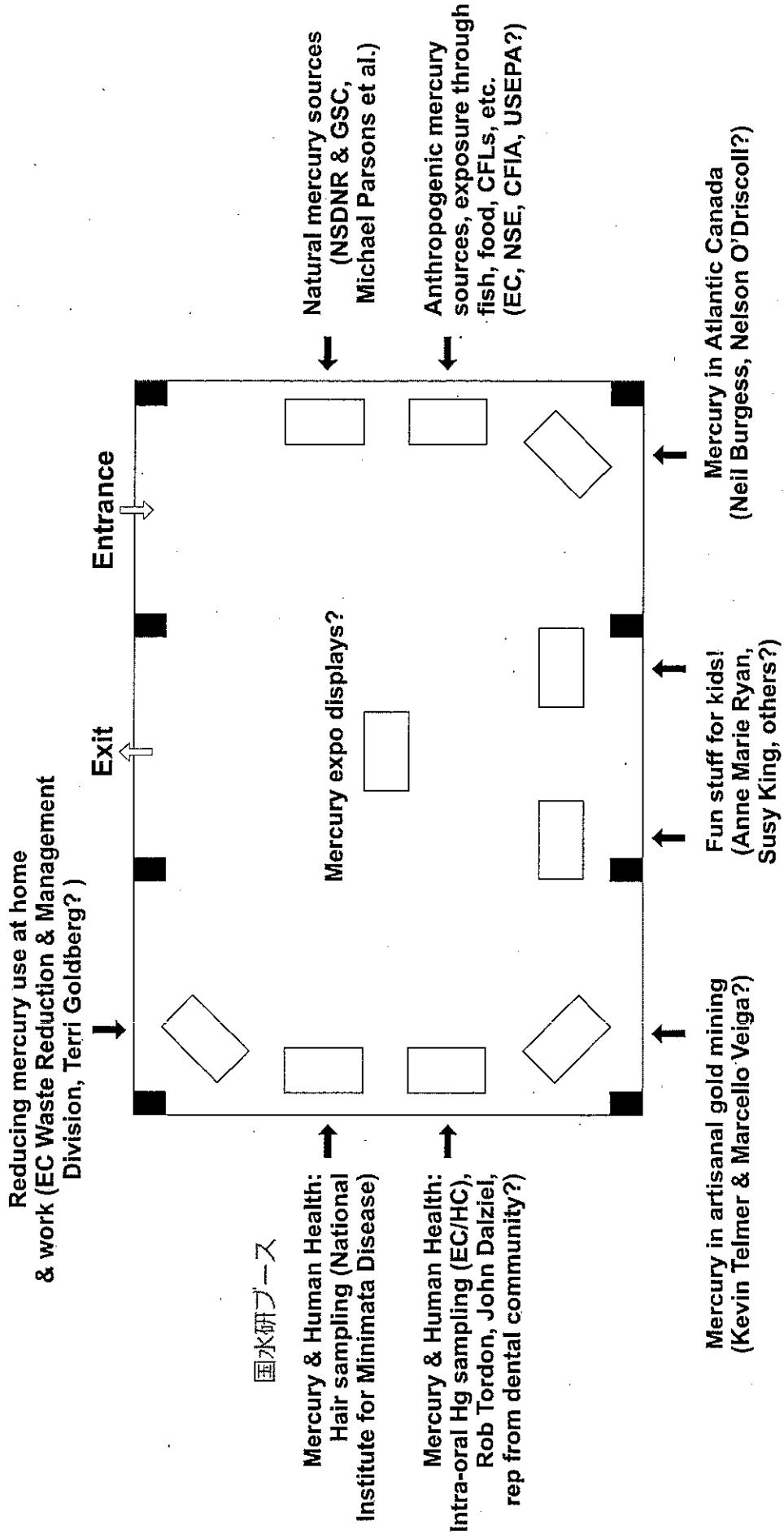
	甲地方	乙地方	丙地方
日当 (一日につき)	5,200	4,200	3,800
宿泊料 (一夜につき)	16,100		

注)

1. 7月25日、26日は、昼食を支給されることから、日当を半額とする。
2. 7月24日、26日、28日は、夕食を支給されることから、宿泊料から夕食代相当(1,500円)を差し引いた金額を支給する。
3. 機内泊の場合は、日当のみを支給する。

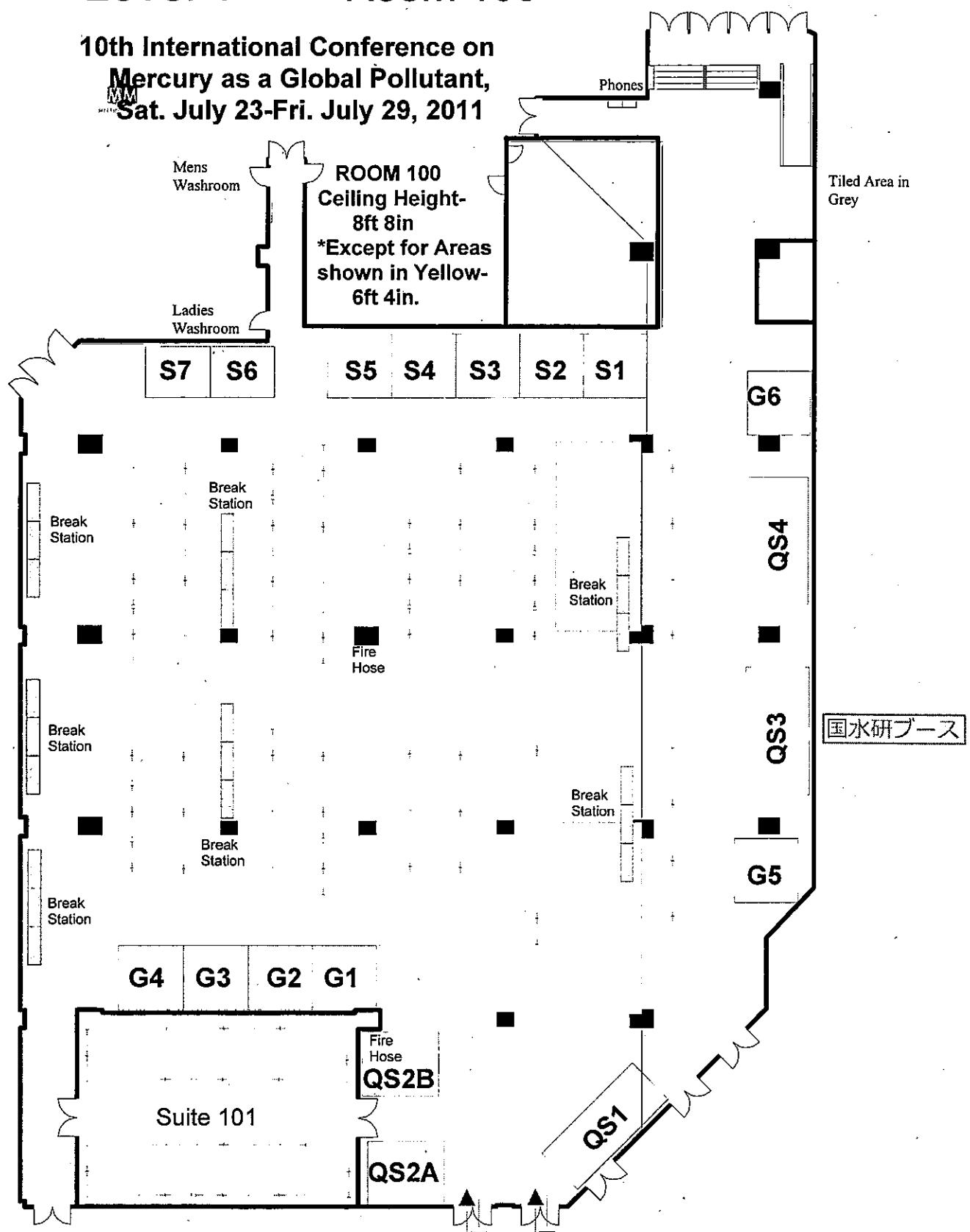
# 10th ICMGP Public Information Session

Sunday, July 24, 2011, 12:00-4:00 pm  
3rd Floor, WTCC (Rooms 301-303)



# Level 1 Room 100

**10th International Conference on  
Mercury as a Global Pollutant,  
Sat. July 23-Fri. July 29, 2011**



"THE FINAL LAYOUT OF BOOTH IS SUBJECT TO CHANGE TO ACCOMMODATE THE NUMBER OF EXHIBITORS AT EACH SPONSORSHIP LEVEL"

